

防犯対策指針および防犯（不審者対応）マニュアル

1. 総則

(1) 目的

本マニュアルは、施設において不審者の侵入等危機事案が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、入所者、職員の生命、身体等への被害を防止・軽減するため、基本的事項を定める。

(2) 基本的事項（職員の基本的心得）

①利用者の安全確保を最優先する。

利用者が危機にさらされている場合は、当該危機から脱出させることを第一に考える。また、利用者の安全確保のために、そのままの場所にとどめるほうが良いのか、別の場所に避難すべきか判断し、即応する。

②職員自身の安全を守る

利用者の安全確保に加え、職員自身の身の安全の確保を行うことは当然である。ここで特に重要となることは、一人に対応するのではなく、複数の職員で対応することである。様々な場面を想定したうえで、どのように他の職員と連携が取れるかを検討し、職員間で共通の認識を持つ必要がある。

③一刻も早く警察に連絡する

不審者の身柄の拘束は警察に委ねる。少しでも危険が想定される場合は、一刻も早く警察（消防）に連絡すること。結果的に、通報するまでもないような案件であったという場合もあるが、それを心配して通報が遅れるという事がないようにする（空振りであっても構わない）。また、危機的な混乱した状況の中では、警察や消防に連絡したのかどうか不明な場合もありうる。「多分連絡しただろう」ではなく、「重複しても構わない」と心掛けること。

2. 事前対策、危機管理意識の高揚

① 利用者、来訪者の危機管理意識の高揚

当施設には地域に開かれた施設という理念もあることから、危機管理対策に対する利用者とか来訪者の理解を求めるとともに、職員、利用者、来訪者の危機管理意識を高めていくことが必要である。

② 訓練の実施

マニュアルを読むだけでは、実際に事案が発生したときに対応できない。この

ため、防犯備品の実際の使用も含めて、職員が緊急時の対応できるよう、想定される事案を十分検討したうえで、地元の警察と連携した訓練を実施することが必要である。

③ 地域との連携の強化

常日頃から、自治会や家族会等に対して、不審者情報の提供や、防犯に係る協力要請等をしておくことが必要である。

3. 安全確保に関する整備・共通理解

定期的に安全管理指導を行い、不審者への対応や、利用者で個別支援の必要性、利用者及び職員の護身と防犯に係る安全確保について職員会議等で取り上げる等を実施し、不審者の侵入等を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解と意識付けを行う。

- ① 来訪目的がはっきりしていない、態度に不審な点がある、大きな声でクレームをつける等の場合の対応方法について、施設職員間であらかじめ決めておくこと。
- ② 職員は来訪者に対して、挨拶や声掛けを積極的に行い、用件確認や行先案内を習慣化すること。
- ③ 万が一に備え、職員の任務分担をあらかじめ決めておく。（警察への通報、利用児および職員の安全確保等）
- ④ 万一の場合の避難経路や避難場所及び保護者様・関係機関等への連絡先・連絡方法をあらかじめ定めておき、職員に周知する。
- ⑤ 不害者の他、不審な電話や郵便物等、予兆があった場合は、すぐに警察に連絡する
- ⑥ 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設内等で周知徹底する。

4. 応急対策

(1) 不審者が侵入したときの対応

- ・声をかけて用件を尋ねる ・他の職員にも協力を求める。
- ・不審者かどうかのチェックを行い、正当な理由のない者には、丁寧に退去を求める。
- ・言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去を求める。
その際、身を守る為に1~1.5m離れる。

※以下の場合、不審者として通報する。

- ・無理に立ち入ろうとする
- ・退去の要請に応じようとしない
- ・暴力的な言動をする

- ・一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- ・再侵入したり、施設周辺に居続ける可能性があるため、対応した職員はしばらく様子を見る

(2) 危害を加える恐れはないかのチェック

退去を求めても応じない場合は、利用者に危害を加える恐れがないか速やかに判断する必要がある。

① 所持品に注意する

- ・凶器を所持していたら、直ちに警察に通報する。
- ・不審者が興奮しないよう、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
- ・凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する

② 言動に注意する

- ・暴力を行使しようとしていないか
- ・制止を聞かず、興奮状態でないか
- ・言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っていないか

③ 凶器を持っていない場合は、不審者は先に奥へ案内し、対応者は後から入り口付近に位置し、扉は開放しておく。対応は複数の職員で行う。

④ 暴力行為抑止と退去の説得をする。

⑤ 警察に通報するとともに、職員に周知する。職員への周知方法は予め定めておく。

⑥ 隔離できない場合は、身近にある用具を用いて適当な距離を置き、複数の職員で取り囲むなどして移動を阻止し、被害が発生しないようにする必要がある。非難が必要な場合には、安全に利用者を誘導する。

⑦ 不審者が暴力行為を働いた場合は、利用者や職員が負傷することが考えられるため、情報収集できる体制を整えておく。負傷者がいる場合は、速やかに119番通報し、救急隊の到着まで応急手当を行う。

(3) 110番連絡表

第一声「事件です」※緊急であることを早く知らせる

①カラフルリンク九条教室

②大阪市西区九条南 2-26-13

ロイヤルハイツ河田 201(202,507)

③06-6695-7852

- ④連絡者氏名 ○○○○です
- ⑤概要の説明 ・いつ・どこで・なにがあったか・今どうなっているか
- ⑥不審者は、(人相・服装・逃走方向等)

落ち着いてはっきりと相手に伝える

5. 事件・事故の事後対応

- ・支援再開、心のケア等その他必要な事項について
- ・十分に検討をして、その都度対応を行う。

6. 再発防止に関する対応

- ・事件・事故の検証体制